

第 7 1 1 号 平成25年 7 月10日 発行	天理市公報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
------------------------------	-------	-----------------------

目 次

条 例	番 号	頁 数
・天理市職員の給与の臨時特例に関する条例	21	2
・天理市子ども・子育て会議条例	22	4
・天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	23	5
・天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例	24	9
規 則	番 号	頁 数
・天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	23	12
告 示	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	194	46
・放置自転車等の保管について	195	46
・平成24年10月1日から平成25年3月31日までにおける本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況について	196	47
・放置自転車等の保管について	197	63
・放置自転車等の保管について	198	63
・放置自転車等の保管について	199	63
・放置自転車等の保管について	200	64
・放置自転車等の保管について	201	64
・放置自転車等の保管について	202	64
・放置自転車等の保管について	203	65
・放置自転車等の保管について	204	65
・放置自転車等の保管について	205	66
・放置自転車等の保管について	206	66
・公示送達について	207	66
・放置自転車等の保管について	208	67
・公示送達について	209	67
・放置自転車等の保管について	210	67
・平成25年度天理市一般会計補正予算(第1号)の要領について	211	68
・放置自転車等の保管について	212	73
・放置自転車等の保管について	213	73
・平成25年度天理市一般会計補正予算	214	73

(第2号)の要領について		
・放置自転車等の保管について	215	77
・放置自転車等の保管について	216	77
・放置自転車等の保管について	217	77
・放置自転車等の保管について	218	78
・放置自転車等の保管について	219	78
・放置自転車等の保管について	220	78
・放置自転車等の保管について	221	79
・放置自転車等の保管について	222	79
・放置自転車等の保管について	223	80
・放置自転車等の保管について	224	80
・放置自転車等の保管について	225	80
・公示送達について	226	81
・放置自転車等の保管について	227	81

公 告	番 号	頁 数
・農地利用集積計画について	25	81
・一般競争入札について	26	82
・一般競争入札について	27	86

教育委員会	番 号	頁 数
・定例教育委員会の招集について	9	91

農業委員会	番 号	頁 数
・農業委員会の招集について	7	91

選挙管理委員会	番 号	頁 数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	7	91
・参議院選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場について	8	91
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	9	91
・参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所について	10	92
・参議院議員通常選挙における期日前投票所の場所について	11	92
・参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	12	92

・参議院議員通常選挙における各投票区の投票所の場所について	13	92
・参議院議員通常選挙における本市開票区の場所及び日時について	14	92
・参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	15	93
・参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	16	93
・参議院選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	17	93

について		
・参議院議員通常選挙における投票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所及び日時について	18	93
公営企業		
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	6	93
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	13	94
・天理市水道水源保護条例施行規程	4	94
・公募型指名競争入札について	14	97

条 例

(平成25年 6月28日 掲示済)

天理市職員の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。
平成25年 6月28日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第21号

天理市職員の給与の臨時特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年 7月 1日から平成26年 3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料その他の給与を減ずる措置を講ずるため、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3月天理市条例第 4号）等の特例を定めるものとする。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第2条 特例期間における天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）第3条第1項各号（第3号イ及びウを除く。）に規定する給料表の適用を受ける職員（一般職給与条例第1条に規定する職員をいう。以下「一般職の職員」という。）の給料月額（天理市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年 3月天理市条例第5号）附則第7項の規定による給料を含む。）の支給に当たっては、一般職給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、当該額に、当該一般職の職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	3級以下	100分の4.77
	4級及び5級	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
教育職給料表	2級以下	100分の4.77（2級の職員のうち期末手当基礎額加算割合（一般職給与条例第20条第5項に規定する期末手当基礎額に係る割合をいう。以下この表において同じ。）が100分の10であるものにあつては100分の7.77）
	3級	100分の9.77
医療職給料表（1）	1級	100分の7.77（期末手当基礎額加算割合が100分の5である者にあつては100分の4.77）
	2級以上	100分の9.77

- 2 特例期間における一般職の職員の給与のうち次に掲げる給与は、一般職給与条例第10条の2、第20条、第21条及び第24条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 地域手当 当該一般職の職員の給料月額に対する地域手当の月額から、当該額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額並びに当該一般職の職員の扶養手当及び管理職手当に対する地域手当の月額
 - (2) 期末手当 当該一般職の職員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の7.33を乗じて得た額を減じた額
 - (3) 勤勉手当 当該一般職の職員が受けるべき勤勉手当の額から、当該額に100分の7.33を乗じて得た額を減じた額
 - (4) 一般職給与条例第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該一般職の職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じそれぞれ当該アからエまでに定める額
 - ア 一般職給与条例第24条第1項 前項及び前各号に定める額
 - イ 一般職給与条例第24条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額にそれぞれ100分の80を乗じて得た額
 - ウ 一般職給与条例第24条第4項 前項及び第1号に定める額にそれぞれ同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 一般職給与条例第24条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- 3 特例期間における一般職給与条例第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、当該額に当該一般職の職員の支給減額率を乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 特例期間における一般職給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「当該額に」とあるのは「当該額から一般職給与条例附則第9項第1号に定める額を減じた額に」と、第2項第1号中「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額から一般職給与条例附則第9項第2号に定める額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から一般職給与条例附則第9項第3号に定める額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から一般職給与条例附則第9項第4号に定める額を減じた額」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ウ中「前項及び第1号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、前項中「当該額に」とあるのは「当該額から一般職給与条例附則第11項の規定により給与額から減ずることとされる額を減じた額に」とする。
- (天理市職員の育児休業等に関する条例の特例)
- 第3条 特例期間における天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第12条」とあるのは、「天理市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月天理市条例第21号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- (天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例)
- 第4条 特例期間における天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第12条」とあるのは、「天理市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月天理市条例第21号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- (天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)
- 第5条 特例期間においては、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずるものとする。
- (1) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から6号給までのもの 100分の7.77
 - (2) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が7号給のもの 100分の9.77
- 2 特例期間においては、任期付職員条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に天理市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年6月天理市条例第21号）第5条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。
- 3 特例期間においては、第2条第2項第1号、第2号及び第4号並びに第3項の規定は、第1項の規定

の適用を受ける職員に対する地域手当、期末手当及び一般職給与条例第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第1号中「当該一般職の職員の支給減額率」とあるのは「第5条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号及び第2号」と、同号イ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号及び第2号」と、同号ウ中「前項及び第1号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号」と、同号エ中「第2号」とあるのは「第5条第3項において準用する第2号」と読み替えるものとする。

(端数計算)

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
附則第13項中「100分の5」を「100分の6」に改める。

(平成25年6月28日掲示済)

天理市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年6月28日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第22号

天理市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、天理市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となり、議事を整理する。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、子ども・子育て会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くこと

ができる。
(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。
(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年1月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中第50号を第51号とし、第40号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、第39号の次に次の1号を加える。

40	子ども・子育て会議の委員	日額	11,000	同上
----	--------------	----	--------	----

別表備考第3項中「第33号から第50号まで」を「第33号から第51号まで」に改める。

(平成25年6月28日掲示済)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第23号

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 事業の許可等(第7条—第21条)

第3章 雑則(第22条—第26条)

第4章 罰則(第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積(自ら行う製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為をいう。

(3) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。

(4) 事業主 事業に係る工事を自ら施工する者又は工事の請負契約の注文者をいう。

(5) 事業施工者 事業に係る工事を自ら施工する者又は工事の請負契約の請負人をいう。

(6) 土地所有者等 土地の所有者、永小作権、使用借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者をいう。

(7) 周辺関係者 事業区域の境界線から100メートル以内の区域の居住者、事業所及び土地所有者等並びに当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。)の代表者をいう。

(8) 有害物質 鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。

(事業主等の責務)

第3条 事業主及び事業施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を行うに当たっては、当該事業区域及びその周辺の地域における土壌の汚染及び土砂等の流出を未然に防止する等、当該事業区域及びその周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、事業の施工に係る苦情及び紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じ、誠意をもって解決しなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第4条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により事業が行われる場合にあつては、事業主等により適正な事業が行われるよう必要な配慮をしなければ

ならない。

- 2 土砂等の運搬を行う者は、事業に使用される土砂等を運搬しようとするときは、廃棄物の混入した土砂等又は土壌の汚染若しくは崩落、飛散若しくは流出の発生のおそれのある土砂等を運搬することのないよう必要な配慮をしなければならない。

(事業主でない事業区域の土地所有者等の責務)

第5条 事業主でない事業区域の土地所有者等は、その土地を事業に使用させようとする場合には、事業計画を十分に把握し、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認するとともに、これらのおそれのある事業に対しては当該土地を提供することのないように努めなければならない。

- 2 前項の土地所有者等は、事業主等に対しその土地の利用を同意したときは、事業が適正になされているかどうかについて常に注意を払うとともに、当該事業が適正になされていないと思料するときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市の区域内における事業の状況を把握し、市民の生活環境の保全及び災害の防止を図るため、市の区域内における事業に係る状況の把握及び不適正な事業を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 事業の許可等

(事前協議)

第7条 事業区域の面積が1,000平方メートル以上の事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする事業主は、次条又は第13条に規定する許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、あらかじめ当該事業の計画について市長と協議しなければならない。

(特定事業の許可)

第8条 特定事業を行おうとする事業主は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 事業区域の面積が1,000平方メートル未満である事業を行おうとする場合であっても、当該事業区域に隣接する土地（以下この項において「隣接地」という。）において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域の面積と当該隣接地における事業区域の面積を合算した面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該事業区域の面積が1,000平方メートル以上である事業とみなし、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、前2項の規定は適用しない。

(1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われる事業

(2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体等が行う事業

(3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

- 4 第1項の許可を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業の目的

(3) 事業区域の位置

(4) 事業区域の面積

(5) 事業を行う期間

(6) 事業に用いる土砂等を発生させる者

(7) 事業に用いる土砂等の発生の場所

(8) 事業に用いる土砂等の数量

(9) 事業の施工に関する計画

(10) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(土地所有者等の同意)

第9条 申請者は、規則で定めるところにより、事業主でない事業区域の土地所有者等及び事業区域に隣接する土地所有者等に対し、前条第4項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺関係者等への周知)

第10条 申請者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る事業区域の周辺関係者その他市長が特に必要と認める者に対し、当該事業の概要を周知しなければならない。

(許可の基準)

第11条 市長は、第8条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 事業に用いる土砂等の性質及び有害物質による汚染の状態が規則で定める基準に適合しているも

のであること。

(2) 事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合しているものであること。

(3) 事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。

(4) 申請者又は当該事業に係る事業施工者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 天理市暴力団排除条例（平成23年12月天理市条例第22号。ウにおいて「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

イ 法人でその役員のうちアに該当する者があるもの

ウ 暴排条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者（許可の条件）

第12条 市長は、第8条第1項の許可をするに当たり、当該許可に係る事業区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

（変更の許可等）

第13条 第8条第1項の許可を受けた事業主は、同条第4項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項ただし書に規定する変更があったとき、又は第8条第4項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、第1項の事業主は、規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出）

第14条 許可を受けた者（第8条第1項又は前条第1項の許可を受けた事業主をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める期日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 土砂等を事業区域に搬入するとき 搬入する日の7日前

(2) 事業を完了したとき 完了した日から15日以内

(3) 事業を廃止し、又は休止したとき 廃止し、又は休止した日から15日以内

(4) 休止した事業を再開するとき 再開する日の7日前

2 市長は、前項の届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事業が第8条第4項の申請書に記載された事業の施工に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）及び事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

（事業に使用された土砂等の量の報告）

第15条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。

（土壌の調査及び報告）

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第17条 許可を受けた者が当該許可に係る事業の権原を譲り渡し、又は許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る事業を行う権原を承継させる者に限る。）があったときは、当該許可に係る事業の権原を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該事業を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域内の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

（帳簿への記載）

第19条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

（書類の備付け及び閲覧）

第20条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第8条第4項の申請書の写し、

前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して事業を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項又は第13条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第12条(第13条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第8条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの)に違反したとき。
- (4) この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

第3章 雑則

(措置命令等)

第22条 市長は、第8条第1項の規定に違反して事業を行った者に対し、その事業の中止を命じ、又は期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し第12条の規定により第8条第1項又は第13条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 事業が第11条第1号の基準又は当該許可に係る第8条第4項の申請書に記載された事業の施工に関する計画若しくは事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

(協力要請)

第23条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、事業主等、事業に用いる土砂等を発生させる者及び事業主でない事業区域の土地所有者等に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業に関して必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業区域又は事業主等の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により市の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、第21条の規定に基づき第8条第1項の許可を取り消された者又は第21条若しくは第22条に規定する命令に従わない者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第13条第1項の規定に違反して事業を行った者
- (2) 第21条又は第22条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条、第16条又は第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第3項、第14条第1項又は第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条の規定に違反した者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に着手している事業については、この条例の規定は、適用しない。

(平成25年6月28日掲示済)

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例をここに公布する。
平成25年6月28日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第24号

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例
(設置)

第1条 本市の地域医療の確保と市民の健康増進を目的とし、市民に充実した地域医療を提供するため、天理市立メディカルセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 天理市立メディカルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市立メディカルセンター	天理市富堂町300番地11

(事業)

第3条 天理市立メディカルセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 外来患者の診療及び在宅看護に関すること。
- (2) 各種健康診断業務、予防接種、医学的リハビリテーション及び糖尿病教室等に関すること。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群の診療に関すること。

(施設等)

第4条 前条の事業を行うため、センターに次の表の左欄に掲げる施設を置き、各施設の主な業務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

施設名	主な業務
天理市診療所	外来患者の診療及び在宅看護に関すること。
天理市健診センター	各種健康診断、予防接種、医学的リハビリテーション及び糖尿病教室等に関すること。
天理市睡眠呼吸障害センター	睡眠時無呼吸症候群の診療に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(診療等の受付時間及び休診日)

第6条 センターの診療等の受付時間及び休診日は、規則で定める。

(業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターにおける診療等に関すること。
- (2) 前号に付随する事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関すること。
- (4) その他センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療を市民に公平に提供しなければならない。

(診療科目等)

第8条 天理市診療所（以下「診療所」という。）の診療科目は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、診療科目を変更することができる。

- (1) 内科
- (2) 外科
- (3) 婦人科

2 診療所は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導を行う。

(利用料金及び手数料)

第9条 センターの診療等を受ける者（以下「利用者」という。）の利用料金は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき定められた診療報酬の算定方法による額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者については、奈良労働局長と奈良県労災指定病院協会長の協定価格とする。

2 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導を受ける利用者の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）により算定した額とする。

3 前2項の規定により算定し難い利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 診断書、各種届出書類、証明書等（以下「診断書等」という。）の交付に要する手数料の額は、別表第3項に定める額とする。

（利用料金及び手数料の徴収）

第10条 前条の利用料金及び手数料は、その都度徴収するものとする。

（利用料金の収入）

第11条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第9条第1項から第3項までの利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金等の減免）

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て別に定めるところにより、第9条の利用料金及び手数料の額を減額し、又は免除することができる。

（利用の制限）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

（1）利用者がセンターに関する規定に違反し、又は職員の指示に従わず、若しくは著しく不都合な行為を行ったとき。

（2）センターの診療科において診療ができないとき。

（3）その他指定管理者が必要と認めるとき。

（損害賠償等）

第14条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。（準備行為）

2 この条例の施行の日以後のセンターの運営に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。（天理市立病院事業の設置等に関する条例の廃止）

3 天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年3月天理市条例第4号）は、廃止する。（経過措置）

4 この条例の施行の際現に市長に対しされている前項の規定による廃止前の天理市立病院事業の設置等に関する条例の規定に基づく申請その他の行為は、指定管理者に対しされたものとみなす。

別表（第9条関係）
料金表

1 交通事故による患者の料金

第三者行為に係る交通事故の患者の料金で、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく療養の給付に係るものについては、診療報酬点数表の費用額算定表に準じて算定するものとし、当該単価の50パーセント増とする。

2 個別料金

（1）健康診断に係る料金 市長が定める額

（2）診察券再発行料 100円

（3）料金表に定めのない利用料金 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

3 手数料

診断書等の料金は、1通につき500円以上5,000円以下とする。

4 料金の徴収

（1）徴収する額は、前3項に定められた料金の額の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を加算した額とする。ただし、次に掲げる料金については、この限りでない。

ア 第1項の交通事故による患者の料金

イ 第2項第2号の診察券再発行に係る料金

（2）徴収する額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

規 則

(平成25年 6 月28日 掲示済)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 6 月28日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第23号

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成25年 6 月天理市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(有害物質)

第3条 条例第2条第8号に規定する有害物質は、別表第1の左欄に掲げる物質とする。

(事前協議)

第4条 条例第7条に規定する事前協議は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事前協議書（様式第1号）
- (2) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (3) 事業区域の土地登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図
- (4) 事業区域の面積計算書
- (5) 事業区域の土地所有者一覧
- (6) 土砂等の発生から処分までのフローシート
- (7) 事業区域の現況平面図及び現況断面図
- (8) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (9) 事業に用いる土砂等の予定容量計算書
- (10) 事業計画書（様式第2号）
- (11) 土砂等の搬入経路図
- (12) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の規定により書類の提出があったときは、当該書類を審査し、事業計画区域の調査等を行うものとする。

3 市長は、協議が整ったときは、事前協議済書（様式第3号）により事業主等に通知するものとし、当該事前協議済書の有効期間は、交付の日から起算して90日以内とする。

(適用除外等)

第5条 条例第8条第3項第2号の規則で定める公共的団体等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 西日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (4) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (7) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、土砂等を適正に処理することに関し、地方公共団体と同等の能力があると市長が認めるもの

2 条例第8条第3項第4号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(許可の申請)

第6条 条例第8条第4項に規定する申請書は、事業許可申請書(様式第4号)とする。

2 条例第8条第4項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (2) 申請者の住民票(申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 事業区域の土地登記事項証明書及び不動産登記法第14条に規定する地図
- (4) 申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (5) 申請者が他の者に事業の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (6) 事業の施工を管理する者(以下「施工管理者」という。)の住民票
- (7) 事業に用いる土砂等の搬入計画(様式第5号)及び土砂等の搬入経路図
- (8) 土砂等発生元等証明書(様式第6号)及び土砂等の発生元からの搬出量が確認できる書類の写し
- (9) 土砂等の発生から処分までのフローシート
- (10) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (11) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (12) 事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図及び面積計算書
- (13) 事業に用いる土砂等の予定容量計算書
- (14) 事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第7号)及び地質分析結果証明書(様式第8号)
(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。)
- (15) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (16) 埋蔵文化財の所在の有無に関する市教育委員会からの回答書
- (17) 事業区域の土地所有者等同意書(様式第9号)
- (18) 事業区域の隣接土地所有者等同意書(様式第10号)
- (19) 事業に関する誓約書(様式第11号)
- (20) 事前説明会実施報告書(様式第12号)
- (21) 事業区域の道路及び水路境界確定図の写し(縮尺500分の1)
- (22) 農地法(昭和27年法律第229号)の申請書の写し(農地の場合に限り。)
- (23) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第8条第4項第11号の規則で定める事項は、施工管理者の住所、氏名及び連絡先とする。

4 第2項第14号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 調査の試料の土砂等は、申請書の提出のあった日から起算して90日以内に採取したものとすること。
- (2) 土砂等の発生の場所を2,500平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (3) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。
- (4) 前号の規定により採取した土砂等は、第2号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、同号の規定により等分した複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (5) 前号の規定により作成した試料の計量は、別表第1の左欄に掲げる有害物質の区分に応じ、それ

それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

(周辺関係者等への周知)

第7条 条例第10条に規定する事業区域の周辺関係者その他市長が特に必要と認めるものに対する周知は、事前協議済書(様式第3号)の通知を受けてから条例第8条第1項の許可の申請をするまでの間に次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 事前説明会の開催
- (2) 事前周知標識(様式第13号)の掲示

2 前項第1号に規定する事前説明会を実施する事業主は、事前説明会の日時、場所等について、市長と協議しなければならない。

3 第1項第2号の事前周知標識は、事業区域の出入り口付近に設置しなければならない。

(許可の基準)

第8条 条例第11条第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質に係るものについては、改良土(土(泥土を含む。)にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理を行い土質改良をしたものをいう。)を除く建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当することとする。

2 条例第11条第1号の規則で定める基準のうち、有害物質に係るものについては、別表第1の左欄に掲げる有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により得た同表の中欄に掲げる基準値とする。

3 条例第11条第2号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

4 条例第11条第3号の規則で定める事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準は、別表第3のとおりとする。

(許可又は不許可の決定)

第9条 市長は、第6条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、事業許可(不許可)決定通知書(様式第14号)により事業主に通知するものとする。

(変更の許可の申請等)

第10条 条例第13条第1項の規定による許可を受けようとする事業主は、事業変更許可申請書(様式第15号)に第6条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- (2) 事業に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
- (3) 事業の施工に関する計画の変更(前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。)

3 条例第13条第3項の規定による届出は、事業変更届(様式第16号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては、住民票
- (2) 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人登記事項証明書

(着手の届出等)

第11条 許可を受けた者が条例第14条第1項第1号に該当することとなったときは、土砂等搬入届(様式第17号)に次の書面を添付し市長に届け出なければならない。

- (1) 搬入車両一覧表
- (2) 搬入車両の車検証の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 許可を受けた者が条例第14条第1項第2号に該当することとなったときは、事業完了届(様式第18号)に完了した事業区域の構造に関する図面を添付して市長に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第14条第1項第3号に該当することとなったときは、事業廃止(休止)届(様

式第19号)に次に掲げる図面を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 事業を廃止した場合にあっては、廃止後の事業区域の構造に関する図面
- (2) 事業を休止した場合にあっては、事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 許可を受けた者が条例第14条第1項第4号に該当することとなったときは、事業再開届(様式第20号)により市長に届け出なければならない。

(土砂等の量の報告)

第12条 条例第15条の規定による報告は、事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から20日以内に、事業状況報告書(様式第21号)を市長に提出して行わなければならない。ただし、事業を完了し、又は休止し、若しくは廃止したときは、条例第14条第1項第2号又は第3号の規定による届出のときに行わなければならない。

(土壌の調査及び報告)

第13条 条例第16条の規定による土壌の調査は、当該許可に係る事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、行わなければならない。

2 第6条第4項第2号から第5号までの規定は、前項の土壌の調査について準用する。

3 第1項の土壌の調査は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。

4 条例第16条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第7号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 採取した試料ごとの地質分析結果証明書(様式第8号)

(地位の承継の届出)

第14条 条例第17条第2項の規定による届出は、事業地位承継届(様式第22号)に承継の事実を証する書類を添付して市長に提出して行わなければならない。

(標識の掲示等)

第15条 条例第18条の規定による標識の掲示は、事業に関する標識(様式第23号)を当該事業区域の出入口付近に設置することにより行わなければならない。

2 条例第18条の規則で定める事項は、許可を受けた年月日、許可番号、事業主等の連絡先、施工管理者の氏名並びに条例第8条第4項第2号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項とする。

(帳簿の記載)

第16条 条例第19条の規定による帳簿の記載は、事業施工管理台帳(様式第24号)により毎日行わなければならない。

2 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 事業施工管理台帳への記録者の氏名
- (4) 土地等の搬入時刻
- (5) 土砂等を搬入した車両の車両登録番号
- (6) 土砂等の搬入業者の名称
- (7) 土砂等を搬入した車両の運転者の氏名
- (8) 搬入した土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他事業の施工に必要な事項

(書類の備付け及び閲覧)

第17条 条例第20条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第8条第1項の許可を受けた日から行うものとし、第11条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき、又は条例第21条の取消し若しくは停止を命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第20条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第13条第1項の規定による変更許可申請書及び同条第3項の規定による変更届出書の写し
- (2) 条例第14条第1項の規定による届出書の写し
- (3) 条例第15条の規定による報告書の写し
- (4) 条例第16条の規定による報告書の写し
- (5) 条例第24条第1項の規定による報告書の写し
(身分証明書)

第18条 条例第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第25号）によるものとする。
(公表)

第19条 条例第25条の規定による公表は、天理市公告式条例（平成12年9月天理市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法によるものとする。

2 条例第25条の規則で定める事項は、事業区域の位置及び施工管理者の氏名とする。

(書類の提出部数)

第20条 条例及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。
(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1(第3条、第6条、第8条関係)

土砂等の有害物質による汚染の状態の基準

有害物質の種類	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機 ^{リン} 燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 測定に当たっては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)によること。
- 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第2(第8条関係)

技術上の基準

- 1 事業区域の地盤の滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において、事業を施工する場合にあっては、事業を施工する前の地盤と事業に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 事業の高さ(事業により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表のとおりとする。

事業の高さ	のり面の勾配
<p>2.5メートル以下。ただし、傾斜地を隣接地と同程度の高さに埋立てする場合で、市長が特に認める安全対策を講じる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>隣接地境界との段差は0.5メートル以内とする。</p> <p>転地替又は客土のための掘削は1メートル以内とする。</p>	30度以内とし、十分な突き固めをすること。

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 事業の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 6 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 7 事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 8 たい積は、一山の底面積を300平方メートル以内とし、一山につきその周囲に2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。

別表第3(第8条関係)

事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準

区分	基準
事業の施工管理体制	<p>(1) 事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者を常駐させ、事故が発生しないようにすること。</p> <p>(2) 事業の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業者等に十分周知徹底すること。</p> <p>(3) 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。また、事業区域を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>(4) 事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。</p>
作業時間	<p>(1) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>(2) 土砂等の事業区域への搬入は原則として日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、8月13日から15日まで、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日は、作業を行わないこと。</p>
粉じんの飛散及び雨水等の流出防止対策	<p>(1) 粉じんについては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>(2) 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>(3) 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水する恐れがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。</p>
騒音及び振動の防止対策	<p>(1) 騒音に係る規制基準については、騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>(2) 振動に係る規制基準については、振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>(1) 土砂等の運搬経路は、あらかじめ道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。土砂等の運搬に伴う事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>(2) 土砂等の運搬経路が通学路の場合は、市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の運搬車両の通行禁止等の危険防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p>
その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>(1) 市民の健康及び財産に係る被害を生ずることのないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物、水域、樹木及び地下水等に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じて事前に調査を行うなど、適切な防護の措置を講ずるとともに、当該事業の施工に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたること。</p> <p>(3) 事業施工中、事業の施工に影響を及ぼす事故、人身に損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故により被害の内容等について遅滞なく市長に報告すること。</p>

様式第1号（第4条関係）

事前協議書

年 月 日

天理市長 様

(申請者)

事業主 住所

氏名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定により、下記のとおり事前協議を申請します。

記

1 事業の種類 埋立て 盛土 たい積

2 事業区域に係る土地の状況

土地の表示		地目		面積 (㎡)	所有者 住所・氏名	耕作者 住所・氏名	用途 区分
所在	地番	台帳	現況				
				合計	筆		㎡

3 事業区域の面積 ㎡

4 跡地の利用計画

5 工事計画

土砂等の発生場所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
1 日の搬入台数	トン車 台
1 日の搬入土量	総土量 ㎡
使用機械の種類及び台数	台

※ 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第1項に規定する書類を添付すること。

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

年 月 日

事業の目的	
事業区域の位置	天理市
事業区域の面積	㎡
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> たい積
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の発生場所	
全体の搬入量	㎡
1日の最大搬入量	㎡
1日の車両台数	台
使用機械の種類及び台数	台
跡地利利用	
工事の概要	
防災対策	
生活環境の保全対策	
事前説明会開催日時	年 月 日 () 時から 時まで
事前説明会開催場所	
事前説明会開催回数	回

様式第3号（第4条関係）

事 前 協 議 済 書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで事前協議の申出のあった下記の事業については、天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、事前協議が整ったので通知します。

なお、許可申請に当たっては、事前協議の指導事項を遵守してください。

記

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> たい積
事業区域の位置	天理市
事業区域の面積	m ²

様式第 4 号 (第 6 条関係)

事業許可申請書

年 月 日

天理市長 様

(申請者)

事業主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 8 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の目的		
事業区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m^2
事業を行う期間	年 月 日～	年 月 日
事業に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
事業に用いる土砂等の数量	m^3	
事業の施工に関する計画		
事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
事業施工者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号	
施工管理者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号	

※ 「事業の施工に関する計画」及び「事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画」欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

様式第5号（第6条関係）

事業に用いる土砂等の搬入計画

発 生 元 事 業 者 名	搬 入 計 画					発 生 場 所
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 等の区分	
合 計						

備考 「搬入土砂等の区分」欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

様式第6号（第6条関係）

土砂等発生元等証明書

年 月 日

天理市長 様

土砂等の発生者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名）

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする事業に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>

備考 「発生土砂等の区分」欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

様式第7号（第6条、第13条関係）

土 壌 調 査 試 料 採 取 報 告 書

年 月 日

天理市長 様

報告者 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名）

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（第6条第2項第14号・第13条第1項）に規定する土壌の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

検 体 番 号	
採 取 者	
採 取 年 月 日	
採 取 場 所	
採取日の天候	
採 取 深 度	

備考 「検体番号」欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第8号（第6条、第13条関係）

地質分析結果証明書

年 月 日

標

分析機関名
 代表者 ㊟
 所在地
 電話番号
 環境計量士 ㊟

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1の方法を除く。)	
有機磷	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本工業規格 K0102 31.1 ガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2	
砒素	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表4	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表5第1、第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表5第1、第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3	
ふっ素	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1、昭和46環告第59号付表6	
ほう素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、昭和46環告第59号付表7	
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg	15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条	含有試験
	銅	mg/kg	125		
検体の性状	形状		色		におい
備考					

備考

- 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）をいう。
- 「昭和49環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）をいう。

様式第9号（第6条関係）

土地所有者等同意書

年 月 日

様

土地所有者等 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、次の土地に関し、事業主等から天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第4項第1号から第10号までに掲げる事項の説明を受けたので、事業を施工することに同意します。

土地の所在	地番	地目	地積	事業の施工面積

様式第10号（第6条関係）

隣接土地所有者等同意書

年 月 日

様

土地所有者等 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、次の土地に関し、事業主等から天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第4項第1号から第10号までに掲げる事項の説明を受け、事業を施工することに同意します。

土地の所在	地番	地目	地積	備考

様式第11号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

天理市長 様

（申請者）

事 業 主 住 所
氏 名
電話番号

②

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名）

私は、土砂等による土地の埋立て等の事業（埋立て・盛土・たい積）を施工するにあたり、天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を遵守することを誓い、条例及び規則に違反した場合は、市長の指示に服することを誓約いたします。

※ 印鑑登録がされている印を押印すること。また、事業主が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第12号（第6条関係）

事前説明会実施報告書

年 月 日

天理市長 様

(報告者)

事業主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条の規定により、事業計画の周辺関係者に対し説明会を行いましたので、その内容について次のとおり報告します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> たい積
事業の目的	
事業区域の位置	天理市
事業区域の面積	㎡
説明会の日時	
説明会の場所	
説明をした者及び説明を受けた者	別紙のとおり
説明会の議事録	別紙のとおり

様式第13号（第7条関係）

事前周知標識	
事業の目的	
事業区域の位置	
事業主及び事業施工者の住所及び氏名	事業主 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 事業施工者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
事業主及び事業施工者の連絡先	事業主連絡先 事業施工者連絡先
事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業区域の面積	㎡
事業に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 ㎡
施工管理者の氏名	

備考 標識の大きさは、縦は90cm以上、横は120cm以上とする。

様式第14号（第9条関係）

事業許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	許 可 ・ 不 許 可
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許 可 の 条 件	
不 許 可 の 理 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第10条関係）

事業変更許可申請書

年 月 日

天理市長 様

（申請者）

事業主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名）

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項の規定による変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

備考 天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第16号（第10条関係）

事 業 変 更 届

年 月 日

天理市長 様

(届出者)

事 業 主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条第3項の規定により、同条例第8条第1項の規定により許可を受けた事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		

備考

- 1 申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票を添付すること。
- 2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人登記事項証明書を添付すること。

様式第17号 (第11条関係)

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

天理市長 様

(届出者)

事 業 主 住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> たい積
土砂等の採取場所	
土砂等の採取場所の工事名称	
土砂等の搬入予定量	m ³ のうち今回搬入量 m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の運搬事業者の住所及び氏名	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 搬入車輛一覧表及び搬入車輛の車検証の写しを添付すること。

様式第18号（第11条関係）

事 業 完 了 届

年 月 日

天理市長 様

(届出者)

事 業 主 住 所
氏 名
電 話 番 号

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

備考 完了した事業区域の構造に関する図面を添付すること。

様式第19号（第11条関係）

事業廃止（休止）届

年 月 日

天理市長 様

（届出者）

事業主 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名）

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃 止 年 月 日 又 は 休 止 期 間	<input type="checkbox"/> 廃止年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

備考

- 1 事業を廃止した場合には、廃止後の事業等区域の構造に関する図面を添付すること。
- 2 事業を休止した場合には、事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

様式第20号（第11条関係）

事 業 再 開 届

年 月 日

天理市長 様

(届出者)

事 業 主 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

様式第21号（第12条関係）

事業状況報告書

年 月 日

天理市長 様

(報告者)

事業主 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名)

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定による土砂等の量について、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
報告に係る事業の施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業に使用した土砂等の量	
土砂等の発生場所	事業に使用した土砂等の量
1	m ³
2	m ³
3	m ³
4	m ³
5	m ³
合 計	m ³

備考 報告した事業区域の構造に関する図面（平面図及び断面図）を添付すること。

様式第22号（第14条関係）

事業地位承継届

年 月 日

天理市長 様

（届出者）

事業主 住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、その名称及び代表者の氏名）

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
承継前の許可 を受けた者	事業主 住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>
承継の理由	
承継年月日	

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第23号 (第15条関係)

事業に関する標識	
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の目的	
事業区域の位置	
事業主及び事業施工者の住所及び氏名	事業主 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 事業施工者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
事業主及び事業施工者の連絡先	事業主連絡先 事業施工者連絡先
事業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業区域の面積	m ²
事業に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m ²
施工管理者の氏名	

備考 標識の大きさは、縦は90cm以上、横は120cm以上とする。

様式第24号（第16条関係）

年 月 日（ ）

事業の許可を受けた者の氏名又は名称 事業施工管理台帳 記録者氏名 ④
事業区域の位置 面積 m²

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の名称	運転者氏名	土砂等の数量(m ³)	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

施工作業の内容
その他事業の施工に必要な事項

様式第25号（第18条関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書		第 号
	所 属		
	職 名		
	生年月日	年 月	日生
上記の者は、天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第24条第3項の規定による立ち入り検査を行う者であることを証明する。			
年 月 日		天理市長	印

（裏）

天理市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業に関して必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に事業区域又は事業主等の事務所、事業所その他事業に関係のある場所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により市の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

告 示

(平成25年6月6日揭示済)

天理市告示第194号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年6月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月6日から平成25年8月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年6月7日揭示済)

天理市告示第195号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月7日から平成25年8月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 6月 7日 掲示済)

天理市告示第196号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成24年10月1日から平成25年3月31日までにおける本市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成25年 6月 7日

天理市長 南 佳 策

平成24年度下半期天理市立病院事業報告書

(平成24年10月1日～平成25年3月31日)

1. 事業の概況

平成24年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

当病院では、自治体病院としての使命を果たすべく、地域住民に対する良質な医療の提供等、地域医療の確保・充実に努めるなかで、経営基盤の強化に向けた事業の効率化及び健全化に努めて参りました。

業務量につきましては、入院患者数は 12,547 人、外来患者数は 36,642 人となり、患者数合計は 49,189 人で、前年同期に比べ 2,397 人(4.6%)の減となりました。

次に収益的収支の状況についてありますが、収入総額 855,852,313円に對して支出総額は970,023,833円となっており、下半期は、114,171,520円の当期純損失の計上となりました。

今後は、事業の公共性と経済性の調和を図りながら、より効率的な事業運営に努めるとともに、医療サービスの一層の充実を計る所存であります。

2. 議会議決事項

- (ア)平成24年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号) (平成25年3月22日議決)
(イ)平成25年度天理市立病院事業会計予算 (平成25年3月22日議決)

3. 職員に関する事項

(平成25年3月31日現在)

事務職員(人)	技術職員(人)	技能職員(人)	計(人)
11	89	5	105

4. 業務に関する事項
 (1) 入院延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	1,306人	1,241人	1,353人	1,461人	1,385人	1,416人	8,162人
人工透析内科	12	77	82	87	45	44	347
外 科	303	350	380	284	208	339	1,864
整形外科	193	189	125	150	200	134	991
小 児 科	4	34	65	15	35	47	200
産婦人科	191	175	170	123	156	149	964
眼 科	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻咽喉科	0	4	11	0	0	4	19
計	2,009	2,070	2,186	2,120	2,029	2,133	12,547
前年同期	2,332	2,279	2,371	2,500	2,266	2,497	14,245
増 減	△ 323	△ 209	△ 185	△ 380	△ 237	△ 364	△ 1698
対前年同期比	% 86.1	% 90.8	% 92.2	% 84.8	% 89.5	% 85.4	% 88.1

(2) 外来延患者数 (人)

診療科目 \ 月別	10	11	12	1	2	3	計
内 科	3,421	3,838	3,506	3,214	2,942	2,761	19,682
人工透析内科	395	371	387	413	374	403	2,343
外 科	494	478	507	457	370	447	2,753
整形外科	740	591	687	597	510	590	3,715
小 児 科	177	142	162	126	150	165	922
産婦人科	532	548	554	472	498	512	3,116
眼 科	245	230	258	196	245	277	1,451
耳鼻咽喉科	497	398	430	439	354	542	2,660
計	6,501	6,596	6,491	5,914	5,443	5,697	36,642
前年同期	6,407	6,829	6,335	5,857	5,843	6,070	37,341
増 減	94	△ 233	156	57	△ 400	△ 373	△ 699
対前年同期比	101.5	96.6	102.5	101.0	93.2	93.9	98.1

(3) 事業収支に関する事項

収 入

科 目	平成24年度下半期 (円)	平成23年度下半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業収益	855,852,313	891,153,515	△ 35,301,202	96.0
1. 医業収益	692,969,887	750,002,867	△ 57,032,980	92.4
2. 医業外収益	161,692,608	141,150,648	20,541,960	114.6
3. 特別利益	1,189,818	0	1,189,818	—

支 出

科 目	平成24年度下半期 (円)	平成23年度下半期 (円)	比 較	
			増 減 (円)	比 率 (%)
病院事業費用	970,023,833	1,059,733,763	△ 89,709,930	91.5
1. 医業費用	917,010,216	1,000,945,468	△ 83,935,252	91.6
2. 医業外費用	46,665,892	58,734,525	△ 12,068,633	79.5
3. 特別損失	6,347,725	53,770	6,293,955	11805.3

(消費税及び地方消費税抜き)

5. 経理の状況

(1) 下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	1,971,982,000	858,954,516	1,837,813,519	134,168,481
1. 医業収益	1,713,338,000	695,993,781	1,581,412,953	131,925,047
2. 医業外収益	258,643,000	161,770,695	255,210,526	3,432,474
3. 特別利益	1,000	1,190,040	1,190,040	1,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	1,971,982,000	964,775,714	1,820,226,522	151,755,478
1. 医業費用	1,919,410,147	928,245,868	1,772,404,712	147,005,435
2. 医業外費用	45,898,000	30,156,993	41,448,957	4,449,043
3. 特別損失	6,373,853	6,372,853	6,372,853	1,000
4. 予備費	300,000	0	0	300,000

(消費税及び地方消費税込み)

(イ)資本的収入及び支出

収 入

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	96,050,000	42,344,380	63,048,605	33,001,395
1. 企業債	55,000,000	22,000,000	22,000,000	33,000,000
2. 補助金	41,048,000	20,344,380	41,048,605	△ 605
3. 固定資産売却代金	1,000	0	0	1,000
4. 寄附金	1,000	0	0	1,000

支 出

科 目	予算現額 (円)	下半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	127,930,000	52,806,066	91,779,011	36,150,989
1. 建設改良費	58,000,000	18,375,000	22,050,000	35,950,000
2. 企業債償還金	69,730,000	34,431,066	69,729,011	989
3. 予備費	200,000	0	0	200,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2)平成25年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企 業 債

内 訳	用 途	病 院 事 業 (円)
発 行 総 額		916,000,000
償 還 高	下 半 期 償 還 高	34,431,066
	償 還 高 累 計	542,448,177
未 償 還 残 高		373,551,823

平成24年度下半期天理市水道事業報告書
 (平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の給水戸数は、前年同期に比べ175戸(0.8%)増加の23,254戸となりましたが、給水人口は、432人(0.6%)減少の67,456人となりました。

有収水量は、大口需要者の使用水量及び家庭用使用水量が減少したこと等により、前年同期に比べ201,367m³(4.5%)減少の4,245,019m³となりました。

(建設改良)

豊田町、豊井町、石上町地内の耐震補強基幹管路改良工事を始め、守目堂町地内他での配水管新設工事、富堂町地内他での配水管改良工事等を行いました。

(経理状況)

使用量の減少により、給水収益が前年同期に比べ72,857,610円(6.5%)減少し、1,056,556,035円となりました。また、天理ダム浚渫工事に伴う負担金が117,753,595円増加したこと等により当期収益合計は、前年同期に比べ37,304,071円(3.2%)増加の1,186,861,016円となりました。

一方費用は、受水費、修繕費等の増加により、前年同期に比べ188,450,681円(16.7%)増加の1,315,536,607円となり、当期損益は128,675,591円の純損失となりました。

今後も水需要は減少する見通しであることから、さらなる経費の削減と業務の効率化を推進し、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成24年 第4回定例会	議案第53号	平成24年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)	H24.12.21
平成25年 第1回定例会	議案第7号	平成24年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)	H25.03.22
平成25年 第1回定例会	議案第16号	平成25年度天理市水道事業会計予算	H25.03.22
平成25年 第1回定例会	議案第35号	天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	H25.03.22

(3) 行政官庁認可事項

該当事項はありません。

(4) 職員に関する事項

平成25年3月31日現在(単位:人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	13	17	3	2	35

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額100万円以上)

工 事 名	契約金額(円)	備 考
(取水施設費) 天理ダム 水質自動測定装置更新工事	9,602,250	
(浄水施設費) 豊井浄水場2系急速ろ過池制御盤更新工事	5,772,900	
豊井浄水場管理棟耐震補強工事	2,390,850	
(配水施設費) 水質監視システム装置(PC)更新工事	1,680,000	
中央配水制御プログラム変更	10,710,000	
(配水管新設工事費) 守目堂町地内 φ75mm配水管布設工事	2,152,500	
成願寺町地内 φ100・φ50mm配水管布設工事	2,835,000	
長柄町地内 φ50mm配水管布設工事	1,297,800	
楯町地内 φ75mm配水管布設工事	1,638,000	
二階堂上ノ庄町地内 φ75mm配水管布設工事	1,412,250	
田部町地内 山の辺第一工区区画道路整備工事に伴う 配水管布設工事	9,275,700	
(配水管改良工事費) 富堂町地内 道路修繕工事(舗装)富堂田井庄線に伴うφ150 ~50mm配水管改良工事	17,426,850	
九条町地内 道路改良工事田井庄西長柄線に伴う水道管移設工事	2,271,150	
三島町地内 φ150~75mm配水管改良工事	26,968,200	
(23年度繰越 配水管改良工事費) 豊田町地内 耐震補強基幹管路改良工事(9) 2期工事	45,367,350	
豊田町・豊井町地内 耐震補強基幹管路改良工事(9) 3期工事	91,502,250	
石上町地内 耐震補強基幹管路改良工事(9) 4期工事	57,170,400	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 給 水 人 口 (人)	67,456	67,888	△ 432	99.4
3 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,254	23,079	175	100.8
下 半 期 配 水 量 (m ³)	4,582,978	4,573,085	9,893	100.2
下 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,245,019	4,446,386	△ 201,367	95.5
下 半 期 有 収 水 量 率 (%) <small>(下半期有収水量/下半期配水量)</small>	92.6	97.2	△ 4.6 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,186,861,016	1,149,556,945	37,304,071	103.2
営 業 収 益	1,181,935,856	1,136,822,830	45,113,026	104.0
営 業 外 収 益	4,925,160	12,734,115	△ 7,808,955	38.7
特 別 利 益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用	1,315,536,607	1,127,085,916	188,450,691	116.7
営 業 費 用	1,240,592,760	1,052,532,197	188,060,563	117.9
営 業 外 費 用	71,876,332	71,199,846	676,486	101.0
特 別 損 失	3,067,515	3,353,873	△ 286,358	91.5
予 備 費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業収益	2,493,841,000	1,249,553,409	2,454,533,041	39,307,959
	営業収益	2,485,758,000	1,244,613,417	2,445,967,665	39,790,335
	営業外収益	8,081,000	4,939,992	8,565,376	△ 484,376
	特別利益	2,000	0	0	2,000
支 出	水道事業費用	2,541,898,000	1,378,779,069	2,391,848,629	150,049,371
	営業費用	2,358,625,000	1,275,576,569	2,220,262,089	138,362,911
	営業外費用	178,951,000	99,981,849	168,273,490	10,677,510
	特別損失	3,322,000	3,220,651	3,313,050	8,950
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	水道事業資本的収入	201,524,000	154,469,284	174,954,034	26,569,966
	負担金	52,104,000	16,921,800	16,921,800	35,182,200
	分担金	39,285,000	32,812,500	47,906,250	△ 8,621,250
	固定資産売却代金	10,000	0	0	10,000
	補助金	10,781,000	5,390,984	10,781,984	△ 984
	投資償還金	99,344,000	99,344,000	99,344,000	0
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,314,358,400 416,120,400	788,792,892 162,140,000	1,201,292,206 375,536,350	113,066,194 40,584,050
	建設改良費 (うち、繰越分)	710,340,400 416,120,400	335,487,965 162,140,000	597,274,284 375,536,350	113,066,116 40,584,050
	企業債償還金	304,018,000	153,304,927	304,017,922	78
	投資	300,000,000	300,000,000	300,000,000	0

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
4,027,466,362	0	153,304,927	3,874,161,435

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成24年度下半期天理市下水道事業報告書
(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

下半期末の排水戸数は、前年同期に比べ299戸(1.5%)増加の19,646戸となり、排水量は131,052m³(3.1%)減少の4,040,009m³となりました。水洗化率は徐々に伸びていますが、排水量は減少傾向が続いている現状です。

(建設改良)

富堂町、田部町、成願寺町地内の汚水管布設工事及び市内各地の汚水柵設置工事を行いました。

(経理状況)

下水道使用料は前年同期に比べ23,809,867円(3.9%)減少の582,760,862円となり、他会計補助金が66,991,040円(12%)増加し627,225,638円となったこと等により、収益合計は前年同期に比べ48,356,570円(4.1%)増加の1,240,342,466円となりました。

一方費用は、職員給与費、支払利息等の減少により、19,663,837円(1.5%)減少の1,292,451,977円となり、当期損益は、52,109,511円の純損失となりました。

今後も一層の経営努力により経費の削減等に努め、下水道の普及等事業を推進する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
平成25年 第1回定例会	議案第8号	平成24年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)	H25.03.22
平成25年 第1回定例会	議案第17号	平成25年度天理市下水道事業会計予算	H25.03.22
平成25年 第1回定例会	議案第36号	天理市下水道条例の一部改正について	H25.03.22

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件 名	申 請 先	許可年月日
平成25年2月5日	天理市流域関連公共下水道事業 計画変更	奈良県知事	平成25年3月21日

(4) 職員に関する事項

平成25年3月31日現在(単位:人)

職 名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職 員 数	4	7	1	12

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項はありません。

2 工 事

下半期に施工した主な工事(消費税及び地方消費税込み)は、次のとおりです。

(契約金額100万円以上)

工 事 名	契約金額 (円)	備 考
(管渠整備費)		
富堂町地内 汚水管布設工事	16,348,500	
田部町地内 汚水管布設工事	9,513,000	
成願寺町地内 汚水管布設工事	7,970,550	
(柵設置費)		
三昧田町地内 汚水柵設置工事	1,480,500	
合場町地内 汚水柵設置工事	1,260,000	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
3 月 末 排 水 戸 数 (戸)	19,646	19,347	299	101.5
下 半 期 排 水 量 (m ³)	4,040,009	4,171,061	△ 131,052	96.9

(2) 事業収入に関する事項

(単位:円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 収 益	1,240,342,466	1,191,985,896	48,356,570	104.1
営 業 収 益	610,754,479	631,262,171	△ 20,507,692	96.8
営 業 外 収 益	629,587,987	560,723,725	68,864,262	112.3
特 別 利 益	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位:円)

事 項	平成24年度	平成23年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
下 水 道 事 業 費 用	1,292,451,977	1,312,115,814	△ 19,663,837	98.5
営 業 費 用	998,132,742	1,000,226,789	△ 2,094,047	99.8
営 業 外 費 用	293,086,003	307,580,454	△ 14,494,451	95.3
特 別 損 失	1,233,232	4,308,571	△ 3,075,339	28.6
予 備 費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業収益	2,632,254,000	1,275,006,759	2,628,715,769	3,538,231
	営業収益	1,343,029,000	645,355,246	1,337,512,107	5,516,893
	営業外収益	1,289,224,000	629,651,513	1,291,203,662	△ 1,979,662
	特別利益	1,000	0	0	1,000
支 出	下水道事業費用	2,667,263,000	1,356,647,288	2,627,270,191	39,992,809
	営業費用	2,025,225,174	1,015,179,502	1,986,232,365	38,992,809
	営業外費用	639,707,414	340,172,999	639,707,414	0
	特別損失	1,330,412	1,294,787	1,330,412	0
	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位:円)

科 目		予算現額	下半期執行額	執行累計	未執行額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	514,687,000 9,935,000	273,622,468 9,939,825	499,506,468 9,939,825	15,180,532 △ 4,825
	企業債	0	0	0	0
	負担金	33,704,000	32,218,843	34,596,443	△ 892,443
	補助金 (うち、繰越分)	465,930,000 9,935,000	235,932,325 9,939,825	457,429,825 9,939,825	8,500,175 △ 4,825
	長期貸付金回収金	5,053,000	2,071,300	4,080,200	972,800
	その他資本的収入	10,000,000	3,400,000	3,400,000	6,600,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,652,692,750 25,677,750	838,999,137 19,879,650	1,594,633,694 25,677,750	58,059,056 0
	建設改良費 (うち、繰越分)	183,995,750 25,677,750	98,143,062 19,879,650	133,556,389 25,677,750	50,439,361 0
	長期貸付金	10,000,000	1,500,000	3,400,000	6,600,000
	企業債償還金	1,453,599,000	735,275,875	1,453,597,105	1,895
	その他資本的支出	5,098,000	4,080,200	4,080,200	1,017,800

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位:円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
24,843,944,400	0	735,275,875	24,108,668,525

ロ 一時借入金

(単位:円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

(平成25年6月10日揭示済)

天理市告示第197号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月10日から平成25年8月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月11日揭示済)

天理市告示第198号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月11日から平成25年8月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月12日揭示済)

天理市告示第199号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年6月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月12日から平成25年8月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月13日揭示済)

天理市告示第200号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月13日から平成25年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月13日揭示済)

天理市告示第201号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月13日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町158番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月13日から平成25年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月13日揭示済)

天理市告示第202号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年6月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月13日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町194番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月13日から平成25年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月13日揭示済)

天理市告示第203号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年6月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月13日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町132番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月13日から平成25年8月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月14日揭示済)

天理市告示第204号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年6月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年6月14日
- 3 移動対象区域
天理市勾田町428番地33先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月14日から平成25年8月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月14日揭示済)

天理市告示第205号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月17日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年6月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月17日から平成25年8月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月18日揭示済)

天理市告示第206号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年6月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月18日から平成25年8月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月19日揭示済)

天理市告示第207号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があ

ればいつでも交付する。
平成25年6月19日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年6月19日揭示済)

天理市告示第208号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年6月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年6月19日から平成25年8月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年6月19日揭示済)

天理市告示第209号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年6月19日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年6月20日揭示済)

天理市告示第210号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年6月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月20日から平成25年8月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月21日揭示済)

天理市告示第211号

平成25年6月21日付で議決のあった平成25年度天理市一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成25年6月21日

天理市長 南 佳 策

平成25年度天理市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度天理市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,590,942千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 2,955,641	千円 3,442	千円 2,959,083
	2 国庫補助金	308,621	3,442	312,063
15 県支出金		1,514,015	1,000	1,515,015
	2 県補助金	427,576	1,000	428,576
19 繰越金		200,000	1,484	201,484
	1 繰越金	200,000	1,484	201,484
20 諸収入		345,453	5,016	350,469
	5 雑入	184,153	5,016	189,169
歳 入 合 計		23,580,000	10,942	23,590,942

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,428,370	千円 2,000	千円 2,430,370
	1 総務管理費	1,831,291	2,000	1,833,291
3 民生費		9,178,032	3,926	9,181,958
	1 社会福祉費	4,115,204	3,442	4,118,646
	2 児童福祉費	3,927,273	484	3,927,757
9 消防費		830,791	5,016	835,807
	1 消防費	830,791	5,016	835,807
歳 出 合 計		23,580,000	10,942	23,590,942

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
体 育 施 設 管 理 事 業	平成25年度から平成28年度まで	千円 165,000

(平成25年 6 月21日 掲示済)

天理市告示第212号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 6 月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 6 月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 6 月21日から平成25年 8 月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 6 月24日 掲示済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 6 月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 6 月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 6 月24日から平成25年 8 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 6 月24日 掲示済)

天理市告示第214号

平成25年 6 月24日付けで専決を行った、平成25年度天理市一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成25年 6 月24日

天理市長 南 佳 策

平成25年度天理市一般会計補正予算（第2号）

平成25年度天理市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,596,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,515,015 <small>千円</small>	2,400 <small>千円</small>	1,517,415 <small>千円</small>
	2 県補助金	428,576	2,400	430,976
19 繰越金		201,484	3,000	204,484
	1 繰越金	201,484	3,000	204,484
歳 入 合 計		23,590,942	5,400	23,596,342

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 1,500,107	千円 5,400	千円 1,505,507
	1 保健衛生費	521,130	5,400	526,530
歳 出 合 計		23,590,942	5,400	23,596,342

(平成25年 6 月 25 日 掲 示 済)

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 6 月 25 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 6 月 25 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 6 月 25 日から平成25年 8 月 23 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 6 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 6 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 6 月 26 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 6 月 26 日から平成25年 8 月 24 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 6 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第217号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 6 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 6 月 26 日
- 3 移動対象区域

天理市中町10番地40先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月26日から平成25年8月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月27日揭示済)

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年6月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月27日から平成25年8月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年6月28日揭示済)

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年6月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年6月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年6月28日から平成25年8月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月1日揭示済)

天理市告示第220号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月1日から平成25年8月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月1日揭示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成25年7月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成25年6月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月1日から平成25年12月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年7月2日揭示済)

天理市告示第222号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年7月2日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月2日から平成25年8月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年10月3日揭示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月3日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月3日から平成25年8月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月4日揭示済)

天理市告示第224号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月4日から平成25年9月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月4日揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 7 月 4 日
 - 3 移動対象区域
天理市庵治町699番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 7 月 4 日から平成25年 9 月 1 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 7 月 4 日 掲示済)

天理市告示第226号

公示送達について

平成25年度納税通知書（固定資産税・都市計画税）を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年 7 月 4 日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年 7 月 5 日 掲示済)

天理市告示第227号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 7 月 5 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 7 月 5 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 7 月 5 日から平成25年 9 月 2 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

公 告

(平成25年 7 月 1 日 掲示済)

天理市公告25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定

めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年7月1日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成25年7月4日揭示済)

天理市公告26号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年7月4日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工 事 名 山の辺第一工区 第二調整池整備工事

(2) 工事場所 天理市田部町地内

(3) 工事概要

V = 1, 967m ³	
第二調整池 (1, 967m ³)	N = 1 基
切盛土工	1 式
プレキャスト式貯留槽	V = 1, 967m ³
余水吐 放流工 流入工	1 式
第二調整池ポンプ庫新築工事	1 式
機械計装設備工事	1 式
排水ポンプ設置工 φ250m	4 台
電気計装設備工事	1 式
ポンプ制御盤等設置	1 式
4 街区整地	2, 900m ²
雨水管渠工	29m
付帯工事	1 式

(4) 工 期 平成26年3月25日まで

(5) 予定価格 243, 079, 200円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 227, 740, 800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木一式工事の資格を有する建設業者（天理市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有する者）2者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次号から第5号までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が最大であること。

(3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値800点以上を有し、かつ天理市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において、土木一式工事の格付がA等級に位置づけられる者であること。代表者以外の構成員（以下「その他の構成員」という。）にあつては、経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有し、かつ天理市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において、土木一式工事の格付がA等級に位置づけられる者であること。

④ 本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。

⑤ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

- ⑥ 天理市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑦ 詳細は、入札説明書による。
- (4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
 - ① 代表者
 - ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。又はこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - イ 土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている監理技術者
 - ウ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ② その他の構成員
 - ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種目を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
 - イ 入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にある者
- (5) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
 - 名 称 榑溜谷設計
 - 住 所 天理市田部町16番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 - 〒632-8555
 - 天理市川原城町605番地
 - 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
 - 電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の期間及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留
天理市役所 総務部総務課入札審査室 行

(9) 開札の日時及び場所

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(4) 落札者の決定方法

- ① 入札の回数は、1回とする。
- ② 天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
- ③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約日

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表（入札日程）

山の辺第一工区 第二調整池整備工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年7月4日（木）から 平成25年7月16日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年7月4日（木）から 平成25年7月16日（火）まで
質問書の提出期限	平成25年7月18日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年7月24日（水）
質問書への回答日	平成25年7月24日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年7月29日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年7月31日（水）
入札書到着期限日	平成25年8月6日（火） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成25年8月7日（水） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成25年8月7日（水） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年7月4日掲示済)

天理市公告27号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年7月4日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 丹波市幼稚園 雨漏り補修工事
(2) 工事場所 天理市 丹波市町
(3) 工事概要 丹波市幼稚園北棟の雨漏り補修工事
・瓦棒部：非加硫ブチルゴム系シート防水
772.0㎡
・折板部：ポリメリック可塑剤配合長期耐久性特殊塩化ビニル樹脂系シート防水
45.0㎡
・軒樋・立樋取替 1.0式
・上記施工に伴う雑工事 1.0式
・仮設工事 1.0式
(4) 工 期 平成25年9月30日まで
(5) 予定価格 11,509,050円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(6) 最低制限価格 10,657,500円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
(2) 次の条件をすべて満たしていること。
① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 建設業法の規定による建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
④ 本市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること。
① 入札説明書 別表2の資格を有する者
② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者
(4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (有)森馬建築都市創造設計

住 所 天理市田井庄町523番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

丹波市幼稚園 雨漏り補修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年7月4日（木）から 平成25年7月16日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年7月4日（木）から 平成25年7月16日（火）まで
質問書の提出期限	平成25年7月18日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年7月24日（水）
質問書への回答日	平成25年7月24日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年7月29日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年7月31日（水）
入札書到着期限日	平成25年8月6日（火） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成25年8月7日（水） 午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成25年8月7日（水） 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(別表 2)

配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- ① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者
- ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理 (種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者
- ⑤ 建築士法 (昭和25年法律第202号) による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者
- ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める者

教育委員会

(平成25年 6 月28日 掲示済)

天教告示第 9 号

平成25年 7 月 4 日午後 1 時30分から 7 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 6 月28日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成25年 6 月27日 掲示済)

天農委告示第 7 号

平成25年 7 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 6 月27日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条に関する許可申請について

議案第 3 号 その他

① 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

② 市街化区域の専決処分について (報告)

選挙管理委員会

(平成25年 6 月28日 掲示済)

天選告示第 7 号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第23条第 1 項及び第30条の 7 第 1 項の規定により、平成25年 7 月 4 日に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称等 (当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日) を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年 6 月28日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成25年 7 月 1 日 掲示済)

天選告示第 8 号

平成25年 7 月21日執行予定の参議院 (選挙区選出) 議員選挙における公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第144条の 2 第 1 項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成25年 7 月 1 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

別紙のとおり 略

(平成25年 7 月 3 日 掲示済)

天選告示第 9 号

平成25年 7 月 3 日現在における地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律 (平成16年法律第59号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成25年 7 月 3 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,068 人
6分の1の数 8,897 人
3分の1の数 17,793 人

(平成25年7月3日揭示済)

天選告示第10号

平成25年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成25年7月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第11号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第12号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第13号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における本市の各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第14号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙につき、本市開票区の開票は、次の場所及び日時に行う。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地
天理市立丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成25年7月21日 午後9時10分

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第15号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第16号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市樺本町1504番地1	堀内 靖介	天理市三昧田町481番地	中田 憲良

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第17号

平成25年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名及び党派別の揭示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所地下 B30会議室
- 2 日時 平成25年7月4日 午後5時15分

(平成25年7月4日揭示済)

天選告示第18号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成25年7月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 選挙区選出議員選挙に係るくじ
場所 天理市役所 地下 B30会議室
日時 平成25年7月18日 午後5時15分
- 2 比例代表選出議員選挙に係るくじ
場所 天理市役所 地下 B30会議室
日時 平成25年7月18日 午後5時20分

公営企業

(平成25年6月10日揭示済)

天理市上下水道局告示第6号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成25年 6 月10日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成25年 6 月10日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 橋本設備
代表者 橋本 元寛
住 所 奈良県磯城郡田原本町小坂183-3

(平成25年 6 月14日 掲示済)

天理市上下水道局公告第13号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。
平成25年 6 月14日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第 5 処理分区	中山町の一部

(平成25年 6 月18日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 4 号

天理市水道水源保護条例施行規程（平成14年 6 月天理市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 6 月18日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第 4 条第 1 号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 対象事業場の設置に許可を要する場合には、当該許可を証するものの写し

第 4 条第 2 号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 対象事業場の変更に許可を要する場合には、当該許可を証するものの写し

別表ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の項を次のように改める。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導針	殺虫剤	アセタミプリド	1リットルにつき1.8ミリグラム以下
		アセフェート	1リットルにつき0.063ミリグラム以下
		イソキサチオン	1リットルにつき0.08ミリグラム以下
		イミダクロプリド	1リットルにつき1.5ミリグラム以下
		エトフェンプロックス	1リットルにつき0.82ミリグラム以下
		クロチアニジン	1リットルにつき2.5ミリグラム以下
		クロルピリホス	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
		ダイアジノン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
		チアメトキサム	1リットルにつき0.47ミリグラム以下
		チオジカルブ	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
		テブフェノジド	1リットルにつき0.42ミリグラム以下
		トリクロルホン (DEP)	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
		ピリダフェンチオン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
		フェントロチオン (MEP)	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
		ペルメトリン	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
	ベンスルタップ	1リットルにつき0.9ミリグラム以下	
	殺菌剤	アゾキシストロビン	1リットルにつき4.7ミリグラム以下
		イソプロチオラン	1リットルにつき2.6ミリグラム以下
		イプロジオン	1リットルにつき3.0ミリグラム以下
		イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
		エトリジアゾール (エクロメゾール)	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
		オキシ銅 (有機銅)	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
		キャプタン	1リットルにつき3.0ミリグラム以下
		クロロタロニル (TPN)	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
		クロロネブ	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
		ジフェノコナゾール	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
		シプロコナゾール	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
		シメコナゾール	1リットルにつき0.22ミリグラム以下
		チウラム(チラム)	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
		チオフアネートメチル	1リットルにつき3.0ミリグラム以下
		チフルザミド	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
		テトラコナゾール	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
		テブコナゾール	1リットルにつき0.77ミリグラム以下
		トリフルミゾール	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
		トルクロホスメチル	1リットルにつき2.0ミリグラム以下
バリダマイシン		1リットルにつき12ミリグラム以下	
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1リットルにつき1.0ミリグラム以下		
フルトラニル	1リットルにつき2.3ミリグラム以下		
プロピコナゾール	1リットルにつき0.5ミリグラム以下		
ベノミル	1リットルにつき0.2ミリグラム以下		
ペンシクロン	1リットルにつき1.4ミリグラム以下		
ボスカリド	1リットルにつき1.1ミリグラム以下		

	ホセチル	1リットルにつき23ミリグラム以下
	ポリカーバメート	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
	メタラキシル	1リットルにつき0.58ミリグラム以下
	メプロニル	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
除 草 剤	アシュラム	1リットルにつき2.0ミリグラム以下
	エトキシスルフロン	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
	オキサジアルギル	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
	オキサジクロメホン	1リットルにつき0.24ミリグラム以下
	カフェンストロール	1リットルにつき0.07ミリグラム以下
	シクロスルフアムロン	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
	ジチオピル	1リットルにつき0.095ミリグラム以下
	シデュロン	1リットルにつき3.0ミリグラム以下
	シマジン(CAT)	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
	テルブカルブ (MBPMC)	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
	トリクロピル	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
	ナプロパミド	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
	ハロスルフロンメチル	1リットルにつき2.6ミリグラム以下
	ピリブチカルブ	1リットルにつき0.23ミリグラム以下
	ブタミホス	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
	フラザスルフロン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
	プロピザミド	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
	ベンスリド (SAP)	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
	ベンフルラリン (ベスロジン)	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
	ペンディメタリン	1リットルにつき1.0ミリグラム以下
	メコプロップ (MCPP)	1リットルにつき0.47ミリグラム以下
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
	植 物 成 長 調 整 剤	トリネキサパックエチル

附 則

この規程は、平成25年 6月20日から施行する。

(平成25年6月28日揭示済)

天理市上下水道局公告第14号

公募型指名競争入札について

下記の業務委託の請負について、次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第3項の規定により準用されることとなる第167条の5第2項の規定により公告する。

平成25年6月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 業務概要

- (1) 業務名 天理市配水池（水槽内）清掃等業務委託
- (2) 履行場所 天理市内 7箇所
- (3) 業務概要 下記の配水池等内の底部蓄積物を上水施設専用清掃用水中ロボット（以下「水中ロボット」という。）により通水状態（不断水状態）で供給用水を濁らせることなく吸引除去するとともに、水中カメラを用いて当該配水池等内の躯体内部の亀裂、損傷、腐食等無の点検確認を行うものである。

実施箇所詳細

名称	構造	容量	底面積	運用最大水深
石上北県水受水池	PC構造	7,000m ³	609m ²	11.5m
石上北低区配水池No.1	PC構造	5,700m ³	695m ²	8.2m
石上北低区配水池No.2	PC構造	7,000m ³	854m ²	8.2m
園原南県水受水池	RC構造	4,300m ³	1,075m ²	4.0m
園原配水池	RC構造	4,300m ³	956m ²	4.5m
滝本低区配水池	RC構造	64m ³	16m ²	4.0m
東部配水池	SS構造	3,700m ³	551m ²	7.0m

- (4) 履行期限 平成25年12月28日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 低入札調査基準価格 設定有
- (7) 低入札失格基準価格 設定有

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この業務に係る競争入札参加資格有の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
 - ③ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の入札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における水道施設工事の総合評定値が800点以上の者であること。
 - ⑤ 過去3年以内（本業務の発注年度を含まない。）に有効容量2,000m³以上又は、床面積1,000m²以上の上水道用配水池において、水中ロボットにより通水状態（不断水状態）で供給用水を濁らせることなく吸引除去した施工元請実績を3件以上有すること。
 - ⑥ 別表1（暴力団に係る排除措置要件）に該当する者でないこと。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定業務責任者1名をこの業務を行う期間中、専任するとともに現場稼働中は常駐配置できること。
 - ① 過去3年以内（本業務の発注年度を含まない。）に有効容量2,000m³以上又は、床面積1,000m²以上の上水道用配水池において、水中ロボットにより通水状態（不断水状態）で供給用水を濁らせることなく吸引除去した実務経験者
 - ② 水道浄水施設管理技士又は水道管路施設管理技士の資格を有する者
 - ③ 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-0013

天理市豊井町687

天理市上下水道局 浄水課 浄水係

電話番号 0743-62-0496

(2) 公募型指名競争入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、第2に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)から競争入札参加資格が有ることの確認を受けなければならない。

(1) 申請書及び確認資料の提出

① 提出期間 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 競争入札参加資格確認申請者への通知

(1) 競争入札参加資格が有とした者への通知

① 別表2(入札日程)に定めた期日に公募型指名競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書の交付を行い郵便にて発送する。

② 設計書、仕様書等は、①の郵便に同封する。

(2) 競争入札参加資格が無とした者への通知

① 別表2(入札日程)に定めた期日に公募型指名競争入札参加資格確認通知書(資格が無と記載したもの)交付を行い郵便にて発送する。

② 競争入札参加資格が無とした場合の説明を希望する場合は、別表2(入札日程)に定めた期日までに当該説明要望書を書面にて提出しなければならない。

③ ②に対する回答は、別表2(入札日程)に定めた期日に書面の交付を行い郵便にて発送する。

第6 入札予定日時及び場所

(1) 日 時 別表2(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局2階 大会議室

第7 落札者の決定方法等

(1) 入札の回数は、2回を限度とする。

(2) 管理者があらかじめ設定した予定価格の制限の範囲内(低入札価格調査制度有り)で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札決定の際は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか否かにかかわらず、入札書には、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

決定後、入札結果は総務課庶務係で公表する。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第8 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第7 落札者の決定方法等」にかかわらず、保留を宣言し、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。この場合において、管理者があらかじめ設定した低入札失格基準価格を下回る金額を提示した者は、失格とする。

(1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に関する事務取扱に基づき調査を行う。

(2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。

(3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第9 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市契約規則第17条から第19条に規定するとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び入札説明書において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は入札開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第10 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第11 問い合わせ先

第3(1)に同じ。

別表1 (暴力団に係る排除措置要件)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 局発注工事等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 局発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

※ 暴力団とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

※ 暴力団員とは法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

別表2 (入札日程)

天理市配水池（水槽内）清掃等業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年7月1日（月）から 平成25年7月8日（月）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロード できます。
申請書の提出期間	平成25年7月1日（月）から 平成25年7月8日（月）まで
競争入札参加資格確認の結果の 通知日	平成25年7月17日（水）
競争入札参加資格が無とした場 合の説明要望書提出期限	平成25年7月23日（火）
競争入札参加資格が無とした場 合の当該理由の回答日	平成25年7月26日（金）
入札日時	平成25年7月30日（火） 午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。